

適用期間
令和8年8月～
令和9年7月診療分
対象年齢：70歳未満

決 裁	専務理事	事務局長	係 員
年 月 日 決定			

☐ ア
☐ イ
☐ ウ
☐ エ
☐ オ

国民健康保険 限度額適用認定 申請書
限度額適用・標準負担額減額認定

東京都弁護士国民健康保険組合 理事長 殿

下記のとおり申請します 令和 年 月 日

適用対象者	被保険者	記 号	84－	番 号	
	氏 名				
	個人番号(※)			組合員との 続柄	
	生年月日	年	月	日	
申請者(組合員)	自宅住所				
	氏 名				
	個人番号(※)				
	電話番号 (日中の連絡先)	(自宅・携帯・事務所) ()			

※ 非課税世帯で長期入院(申請日の前1年間の入院日数91日以上)該当者のみご記入ください。

①	申請日の前1年間の 入院期間・日数	年 月 日 ～ 年 月 日 日間			
	入院をした 保険医療機関等	名 称			
		所在地			
②	申請日の前1年間の 入院期間・日数	年 月 日 ～ 年 月 日 日間			
	入院をした 保険医療機関等	名 称			
		所在地			

【所得区分の判定】

所得区分の判定に係る所得情報は、個人番号制度の情報連携により取得します。
未申告の方や住民税の賦課期日(1月1日)時点で日本国内に住所を有していない方が加入している世帯は、所得区分の判定ができないため、上位所得(ア)の区分が適用されます。申告等により、所得区分(ア)以外に該当する場合は、当組合にご連絡ください。

認定証の郵送先についてご記入ください。(簡易書留郵便で郵送します。)

☐ 自宅	☐ その他 ()
☐ 事務所	

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

組合 使用 欄	交付年月日		発行期日	から有効
	有効期限		保険料収納状況	滞納 無 ・ 有
	長期入院	該 当 ・ 非該当	長期該当年月日	

国民健康保険限度額適用認定申請について

「高額療養費制度」は同一月の医療費の自己負担額が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、高額療養費としてその超えた分が支給される制度です。

医療機関がオンライン資格確認で高額療養費の所得区分を確認できる場合は、医療機関単位(医科・歯科・調剤薬局・外来・入院は別々に計算)で自己負担限度額までの支払いとなります。その場合、「国民健康保険限度額適用認定証」の申請は不要です。

オンライン資格で所得確認ができない場合は、「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関等の窓口に提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなります。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

●認定証の発行について

「国民健康保険限度額適用認定申請書」にご記入のうえ、必要書類を添付して、当組合にご郵送ください。

窓口で認定証の発行をご希望の方は、即時に発行できない場合がありますので、事前にお電話で当組合にご連絡ください。

●添付書類について

個人番号・身元確認書類

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(個人番号法)」に基づき、個人番号を利用する手続きでは、組合員の本人確認(番号確認と身元確認)が必要となります。

①個人番号確認書類の写し いずれか1点

個人番号カード、個人番号が記載された住民票

②身元確認書類(公的機関が発行している顔写真付きの身分証の写し)いずれか1点

運転免許証、パスポート、個人番号カード、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書等
上記の顔写真付きの身分証がない場合

資格確認書、年金手帳、介護保険証、医療受給者証、児童扶養手当証書、印鑑登録証明書、納税証明書等

☆個人番号カードの両面の写しの場合は上記①②の確認ができます。

個人番号の記載が困難な場合

個人番号がわからない場合など、記載が困難な場合は、個人番号の記載が無くても申請を受理します。
この場合は個人番号確認書類・身元確認書類の添付は不要です。

【所得区分の判定】

所得区分の判定に係る所得情報は、個人番号制度の情報連携により取得します。

未申告の方や住民税の賦課期日(1月1日)時点で日本国内に住所を有していない方が加入している世帯は、所得区分の判定ができないため、上位所得(ア)の区分が適用されます。申告等により、所得区分(ア)以外に該当する場合は、当組合にご連絡ください。

●自己負担限度額について 令和8年8月から令和9年7月診療分

区分	所得要件	自己負担限度額	年間上限
上位所得(ア)	旧ただし書き所得 901万円超	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% [多数該当 140,100円]	1,680,000円
上位所得(イ)	旧ただし書き所得 600万円超~901万円以下	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% [多数該当 93,000円]	1,110,000円
一般所得(ウ)	旧ただし書き所得 210万円超~600万円以下	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% [多数該当 44,400円]	530,000円
一般所得(エ)	旧ただし書き所得 210万円以下	61,500円 [多数該当 44,400円]	530,000円 _(*)
低所得(オ)	住民税非課税	36,900円 [多数該当 24,600円]	290,000円

[多数該当] 同一世帯で、直近12か月間に支給該当回数が4回以上あったときには、4回目からは上記の一定額を超えた額が支給されます。

*「旧ただし書き所得が86万円未満」区分に該当することが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いとなります。

◎「旧ただし書き所得」は基礎控除後の所得となります。「旧ただし書き所得」の計算式(国保加入者ごとに計算し合算します。)

旧ただし書き所得 = 総所得金額等 - 基礎控除(43万円)

総所得金額等 … 前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物などの譲渡所得金額などの合計。

ただし、退職所得は含まず、雑損失の繰越控除はしません。

●診療年月と年間所得の関係について

令和8年8月~令和9年7月診療分については、令和7年の所得により判定されます。

☆ご不明の点等ございましたら、組合事務局(TEL03-6432-4701)までお問い合わせください。

電話受付時間:平日午前9時30分から正午、午後1時から午後4時30分